

## 認定施設認定委員会

委員長：佐藤 兼重

委員：上田 晃一、上村 哲司、柏 克彦、菅原 康志、  
田中 一郎、橋本 一郎、深水 秀一

開催年月日：①平成 24 年 11 月 4 日 1 回目メール委員会

②平成 24 年 11 月 26 日 2 回目メール委員会

③平成 24 年 12 月 4 日 3 回目メール委員会

④平成 24 年 12 月 21 日 4 回目メール委員会

⑤平成 25 年 1 月 10 日 5 回目メール委員会

⑥平成 25 年 1 月 31 日 6 回目メール委員会

⑦平成 25 年 2 月 16 日：平成 24 年度認定施設認定委員会

- 主な議題：1. 大学などの医育機関病院における認定施設認定では形成外科診療科長の他科との併任ができないことを前提として各認定施設へ通達
2. 認定施設および教育関連施設の更新認定と新規認定審査
3. その他

活動の概要：1. 平成 24 年の認定施設認定においては、日本専門医制評価・認定機構からの「基本領域診療科において 2 つの基本診療科を研修施設として認定することはできない」という決定事項をもとに皮膚科内形成外科診療班、耳鼻咽喉科内形成外科診療班、口腔外科内形成外科診療班などの施設は認定施設として認定はできないとなった。そのため該当大学病院などの施設について、できる限り多くの情報をもとに検討を行った。

平成 24 年 10 月 25 日に各施設にその変更を通達した。該当する各大学施設は①診療科として独立しているか否か②皮膚科・形成外科または歯科口腔外科・形成外科として形成外科の診療科はあるが科長を他科が併任している施設であるかどうか③皮膚科形成外科診療班または耳鼻咽喉科形成外科診療班などの診療班であるかどうかについて検討した。このうち問題となるのは②の診療科長を他科の科長が併任している施設かどうかの確認が重要課題となった。すなわち形成外科診療科の科長を他科が併任している施設では原則認定の承認はできないが、国立大学などでは科長の変更にも時間がかかるため猶予を設けることで「条件を満たせば承認とするが、1 年の猶予期間中に科長を形成外科専門医に据えかえること」をいくつかの施設にはお願いした。

2. 本年度の認定施設・教育関連施設の更新および各新規申請の審査結果は次の通りである。

i) 認定施設更新申請は 287 であり、うち 280 が更新認定された。5 施設は教育関連施設への転換となった。2 施設は資格取り下げとなった。

ii) 教育関連施設更新申請は 160 施設であり、うち 142 施設が更新認定された。10 施設は認定施設への昇格が承認され、8 施設は資格取り下げとなった。

iii) 新規認定施設申請は 15 施設であり、13 施設が認定された。2 施設は教育関連施設として更新することとなった。新規教育関連施設申請は 29 施設であり、うち 26 施設が認定され、3 施設は未承認となった。

### 3. その他

i) 形成外科診療科が診療科として独立を判断する公正な判断について検討を行った。

ホームページなどに病院の診療科が独立して外来・手術など週間スケジュールを有しており、診療科長に形成外科専門医が就任していることは最低条件である。また形成外科単独での財務における診療報酬の算定が行われていること。一施設（皮膚科・形成外科など）における形成外科の症例は他科（皮膚科など）と分離していること。学会発表などにおいても形成外科症例は形成外科症例として形成外科関係の学会での発表または論文業績であること。さらには医育機関では専認構のサイトビジットに積極的に参加することなどが公正な判断基準となるかと考えている。